

Q28

1 貯金者の貯金等を合算した結果、全額保護される決済用貯金を除き、1,000万円を超える貯金等がある場合、付保貯金額の算定はどのような手順で行われるのですか。

Ans.

- ① 「第1部 貯金保険制度の概要 3 (2) ロ. 付保貯金額の算定」の項(10ページ)を参照してください。
- ② 貯金者が複数の貯金等を有している場合、付保貯金額を算定するための優先順位を例示すると次のとおりとなります。

(1) 一般貯金等(12ページの表を参照してください)のケース

種類	担保設定の有無	満期日	金利(%)	優先順位
普通貯金	無	—	0.002	1
定期貯金	無	2011年9月1日	0.015	2
定期貯金	無	2011年9月1日	0.020	3
定期積金	無	2011年10月1日	0.007	4
定期貯金	無	2011年12月1日	0.010	5
定期貯金	有	2011年6月1日	0.050	6

(2) 決済用貯金(12ページの表を参照してください)のケース
全額保護されるため、別扱いとなります。

Q29

付保貯金額の算定、貯金等の払戻し等に当たり担保貯金はどのように扱われるのですか。

Ans.

① 担保貯金(借入金等の債務のために質権・根質権等の担保権が設定されている貯金等)は、付保貯金額を算定する過程において、その優先順位が非担保貯金よりも後順位の扱いとなります。

② 資金援助方式(「第1部 貯金保険制度の概要 4 (2) 資金援助方式」の項(16ページ)を参照してください)の場合、付保貯金となっている担保貯金は、破綻農水産業協同組合においてその払戻しを保留することになります。そして、付保貯金とされた担保貯金については、信用事業譲渡時までに貯金者から相殺の手続がとられないと、原則として救済農水産業協同組合へ移管されることとなります^(注)。その後当該担保の解除を受けたい場合は、当該救済農水産業協同組合に相談してください。

一方、付保貯金とならない担保貯金は、貯金者からの相殺の手続がとられないと、破綻農水産業協同組合の倒産手続の中で一部カットされること

が多いと考えられます。詳しい相殺の手続等については、破綻農水産業協同組合に照会してください。

(注) 原則として、破綻農水産業協同組合(管理人等)から相殺を行うことはありません(Q48を参照してください)。

- ③ 保険金支払方式(「第1部 貯金保険制度の概要 4 (3) 保険金支払方式」の項(21ページ)を参照してください)の場合も、保険金の支払に当たっては、同様に担保貯金については貯金保険機構が支払を保留することになります。その具体的な内容については、保険金支払時に郵送される「保険金支払明細書」及び「支払保留通知」で確認してください。

Q30

種類の異なる貯金等と借入金がセットになっている総合口座は、付保貯金額の算定に当たってどのように扱われるのですか。

Ans.

- ① 普通貯金や定期貯金など種類の異なる貯金等と自動融資^(注)がセットになっている総合口座については、口座を構成するそれぞれの貯金等ごとに保険対象となるか否かを判別し、名寄せ(貯金者ごとの付保貯金額の算定等)が行われます。

(注) 総合口座の普通貯金の残高が不足した場合に、総合口座にセットした定期貯金等を担保として自動的に受けられる融資のことです。

- ② 総合口座の定期貯金は、自動融資(未収利息を含みます)の融資残高が破綻時に存在している場合、自動融資に対応する貯金を担保貯金として扱うことにしている^(注)ため、付保貯金を選別するための優先順位が、非担保貯金よりも後順位となります。

(注) 総合口座の定期貯金は、貯金規定上、預入と同時に自動融資の担保貯金として扱われることになっています。ただし、自動融資の融資残高がない場合は、担保貯金として扱わず、解約や償還期日後の払戻しを可能としています。

- ③ また、付保貯金の払戻しに当たっては、定期貯金を担保とする自動融資の融資残高がある場合は、破綻農水産業協同組合がその定期貯金の払戻しを保留することになります。この場合、貯金等の払戻しを保留する範囲は、融資残高に一定の支払保留率を乗じた金額となります(総合口座の約定の内容等により異なります)ので、破綻農水産業協同組合に照会してください。なお、自動融資と担保貯金を相殺したい場合は、Q46を参照してください。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のありまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及